

## 重要なお知らせ ～労働安全衛生規則が改正されます～

2022年6月1日

(一社) 日本塗料工業会

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則（特化則、有機則など）の規制の対象外となっています。今回の労働安全衛生規則の改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

また、化学物質管理者選任の義務化（リスクアセスメント対象物の製造、取扱事業所）、保護手袋等の着用の義務化（健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質の製造、取扱い業務）など、今回の改正は、塗料を製造している会員の皆様にも大きな影響がある内容であり、施行日については、項目により公布日（5月31日）から2024年4月1日までとなっています。皆様におかれましては、本規則改正に対応した準備をお願い致します。

○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 公布日：令和4年5月31日

上記規則改正の情報につきましては、厚生労働省のホームページに公開されています。

○労働安全衛生規則改正に関するページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25984.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)

このページには、省令改正の概要（各項目の施行スケジュール含む）、本規則改正案へのパブリックコメントの結果などが記載されています。

○ラベル表示・SDSによる通知対象化学物質の追加に関するページ

（独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所のホームページ）

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

このページには、R3～R5年度にラベル表示・SDSによる通知が新たに義務化される化学物質のリストと、今回の規則改正関連の解説資料が掲載されています。

なお、改正にあたっての不明点などのご質問につきましては、メールにてお問い合わせ下さい。

日塗工お問い合わせ窓口：info@toryo.or.jp